

温暖化防止グッズの貸出について (お申し込みの前に)

- 1 「温暖化防止グッズ」(以下「グッズ」という。)は、岐阜県内で活動する団体又は個人が、温暖化防止活動に使用する場合に貸出すものとします。
- 2 貸出しするグッズの種類や詳細な内容は、「グッズ貸出リスト」をご覧ください。
- 3 貸出しできるグッズの数量は原則として1団体1回あたり10数量までとします。
- 4 グッズの貸出期間は、原則として2週間以内とします。
- 5 グッズの使用料は、無料です。
- 6 グッズの受渡しは、原則として温暖化防止センターにおいて行うものとします。ただし、グッズの貸出しを希望する方に、送料をご負担頂ける場合は、宅配便等での対応が可能です。
- 7 グッズの貸出しを希望する方は、貸出しを希望する日の3ヶ月前から2週間前までに、温暖化防止グッズ貸出申込書(様式第1号)をセンター長に提出して下さい。
- 8 グッズの貸出しを希望する日程が複数の団体間で重複した場合は、温暖化防止センターが温暖化防止グッズ貸出申込書を受領した日の早いものから優先させていただきます。
- 9 貸出承諾の通知は、申込内容について審査を行い、承諾の可否について申込者に通知します。
- 10 使用者が、グッズを紛失、又は破損したときは、直ちに温暖化防止センターに連絡し、報告書を提出して下さい。なお、修理もしくは購入にかかる費用は原則として使用者にご負担をお願いします。
- 11 使用者は定められた期日までに、温暖化防止センターが指定する場所に返却してください。
- 12 使用者はグッズの使用状況について、温暖化防止グッズ使用報告書(様式第3号)によりセンター長に報告して下さい。